

（尾灯）

第66条 平成17年12月31日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第62条の3の規定並びに細目告示第246条、第262条及び第278条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 原動機付自転車（最高速度20キロメートル毎時未満のものを除く。）の後面には、第2号及び第3号に適合する尾灯を備えなければならない。

二 尾灯は次の基準に適合するものでなければならない。

イ 尾灯は、夜間にその後方150メートルの距離から点灯を確認できるものであること。

ロ 尾灯の灯光の色は、赤色であること。

三 尾灯は前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

イ 尾灯は、運転者席において消灯できない構造又は前照灯、前部霧灯若しくは車幅灯のいずれかが点灯している場合に消灯できない構造であること。ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、前照灯又は前部霧灯を点灯させる場合に尾灯が点灯しない装置を備えることができる。

ロ 尾灯は、その照明部の中心が地上2メートル以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが500ミリメートル未満の原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上1メートル以上、2メートル以下となるように取り付けられていること。

(1) またがり式の座席を有する原動機付自転車

(2) 二輪の原動機付自転車

ハ 後面の両側に備えられる尾灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、原動機付自転車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられていること。

ニ 後面に備える尾灯は、車両中心に対して左右対称に取り付けられたものであること（後面が左右対称でない原動機付自転車の尾灯を除く。）。

2 昭和48年11月30日以前に製作された原動機付自転車については、前項第3号イの規定にかかわらず、方向指示器と兼用の後面の両側に備える尾灯は、方向指示器を作動させている場合においては、方向の指示をしている側のものが消灯する構造とすることができる。

3 昭和39年12月31日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第62条の3の規定並びに細目告示第246条、第262条及び第278条にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 原動機付自転車の後面には、尾灯を備えることができる。
 - 二 尾灯は、夜間後方150メートルの距離から点灯を確認できるものであること。
 - 三 尾灯の灯光の色は、赤色であること。
 - 四 尾灯の取付位置は、地上2メートル以下であること。ただし、座席の地上面からの高さが500ミリメートル未満の原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上1メートル以上、2メートル以下となるように取り付けられていること。
 - (1) またがり式の座席を有する原動機付自転車
 - (2) 二輪の原動機付自転車
 - 五 後面の両側に備える尾灯にあっては、原動機付自転車の幅の50パーセント以上の間隔を有するものであること。
 - 六 後面の両側に備える尾灯は、車両中心線に対して対象の位置に取り付けられたものであること。（後面が左右対称でない原動機付自転車の尾灯を除く。）
- 4 平成17年12月31日以前に製作された原動機付自転車については、細目告示第262条第1項第1号及び第278条第1項第1号中「5W以上30W以下」を「5W以上」と読み替えることができる。
 - 5 令和7年6月14日以前に製作された第一種原動機付自転車及び令和2年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第246条第1項、第262条第1項及び第278条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第246条第1項、第262条第1項及び第278条第1項の規定に適合するものであればよい。
 - 6 原動機付自転車については、令和2年3月31日までの間は、細目告示第246条、第262条及び第278条並びに第1項及び第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成30年国土交通省告示第634号）による改正前の細目告示第246条、第262条及び第278条並びに第1項及び第3項の規定に適合するものであればよい。
 - 7 保安基準第62条の3が適用される原動機付自転車は、当分の間、細目告示第246条第1項並びに別添52 4.12.2.及び4.12.8.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第246条第1項並びに別添52 4.12.2.及び4.12.8.の規定に適合するものであればよい。